

## 税のお知らせ

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

## 納税通知書を5月7日に発送します

軽自動車税・固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月7日(火)に発送します。

固定資産税・都市計画税の納税通知書に課税明細書を同封しますので、課税物件の確認をお願いします。

なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、納税通知書とは別に課税明細書を送付します。

## ■納期限・口座振替日

5月31日(金)

※固定資産税・都市計画税は全期前納分と第1期分の場合のみ

## 軽自動車税を口座振替されている方へ

車検のある軽自動車の軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の発送は、6月11日(火)頃となります。

車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が5月31日から6月11日頃の場合、平成30年度の車検用納税証明書(証明書の有効期限5月30日)で、5月30日(木)までに車検を受けてください。

なお、平成31年度車検用納税証明書(証明書の有効期限令和2年5月31日)は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課窓口にて申請により無料で発行します。

## 軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

新規で減免の申請をされる方は、5月31日(金)までに税務課での申請が必要です。

## ■対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がい者、精神障がい者のために、生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

## ■お持ちいただく物

- ・身体障がい者手帳、療育手帳
  - ・精神障がい者保健福祉手帳(いずれか1つ)
  - ・運転する方の免許証
  - ・車検証のコピー
  - ・平成31年度軽自動車税納税通知書
  - ・印鑑
  - ・納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ※構造による減免をされる方は、軽自動車の側面と後面の写真(後面はナンバーがわかるもの)をお持ちください。
- ※納税義務者が手帳所有者または運転する方以外の場合、本人

確認書類が必要です。

## ■申請期間

5月7日(火)~31日(金)

## ■申請場所 税務課

## ■注意事項

- ・納付済みの場合は、減免を受けることができません。
- ・減免を受けることができる自動車は、障がい者の方1人につき1台です。
- ・普通自動車も所有している方で、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

## 自動車税の納付

自動車税の納期限は5月31日(金)です。納期内に納めましょう。

金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでの納付、預金口座からの振替納付の他、インターネットによるクレジットカード納付、ペイジー納付もできます。

心身障がい者の方に対しては、障がいの程度など、一定の要件のもとに減免制度があります。詳しいことは下記にお問い合わせください。

## ■問い合わせ先

栃木県税事務所 ☎0282(23)3411

